

徳島県医師修学資金等貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月十八日

徳島県知事
後藤田正純

徳島県条例第十八号

徳島県医師修学資金等貸与条例の一部を改正する条例

徳島県医師修学資金等貸与条例（平成十八年徳島県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号及び第七条第一項第二号中「一年六月」を「二年六月」に改める。

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の第六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第七条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、令和六年三月一日以後に大学を卒業した者に係る医師修学資金について適用し、同日前に大学を卒業した者に係る医師修学資金については、なお従前の例による。